

伊勢原市簡易専用水道及び小規模貯水槽水道事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる法令等に定めるもののほか、検査機関、水道事業者及び伊勢原市（以下「市」という。）が相互に連携・協力することにより、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の衛生を確保することを目的とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- (4) 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項（平成15年厚生労働省告示第262号。以下「告示」という。）
- (5) 伊勢原市水道法の施行に関する規則（平成25年伊勢原市規則第2号）
- (6) 伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年伊勢原市条例第24号。以下「条例」という。）
- (7) 伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成25年伊勢原市規則第1号）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (2) 小規模貯水槽水道 条例第2条第3号に規定するものをいう。
- (3) 検査機関 法第34条の2第2項及び条例第14条第2項に規定する検査を行う機関をいう。
- (4) 水道事業者 法第3条第5項に規定するものをいう。
- (5) 設置者 簡易専用水道又は小規模貯水槽水道の設置者をいう。
- (6) 法定検査 検査機関が実施する貯水槽の管理に係る検査をいう。
- (7) 水の供給について特に衛生上問題がある 告示第7の1の3に掲げる事項をいう。

(検査機関が実施する事項)

第3条 検査機関は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 法定検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があると認める場合は、設置者に市の指導が必要であることを説明し、承諾を得て、検査結果報告書（第1号様式）により速やかに市へ報告すること。この場合において、設置者又は管理者が自ら市へ連絡すると申し出た場合は、検査結果報告書等により報告するよう助言する。
- (2) 設置者が市への報告を承諾した法定検査実施施設について、簡易専用水

道検査状況報告書（第2号様式）及び小規模貯水槽水道検査状況報告書（第3号様式）により、毎月毎にとりまとめの上、遅滞なく市へ報告すること。

- (3) 法定検査の実施により、設置者が簡易専用水道設置届又は小規模貯水槽水道給水開始届等必要な届出をしていないことが判明した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言すること。

（水道事業者が実施する事項）

第4条 水道事業者は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 新たに簡易専用水道又は小規模貯水槽水道に給水する場合は、その設置者に対して簡易専用水道設置届又は小規模貯水槽水道給水開始届を市へ提出するよう助言すること。
- (2) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置状況について、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道設置状況等報告書（第4号様式）により年度毎に市へ報告すること。この場合において、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道設置状況等報告書により難しい場合は、別途市との間で調整する。
- (3) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道において、人の生命又は身体へ危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、速やかに市へ報告すること。

（市が実施する事項）

第5条 市は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 第3条第1号若しくは第2号又は前条第2号若しくは第3号の規定に基づく報告により、設置者に対して必要な衛生管理に係る指導又は啓発を行う。
- (2) 検査機関から簡易専用水道及び小規模貯水槽水道（有効容量が8立方メートルを超え10立方メートル以下に限る。）の前年度末の設置状況について提供の依頼を受けたときは、簡易専用水道設置一覧表（第5号様式）又は小規模貯水槽水道設置一覧表（第6号様式）により依頼に応じて提供する。
- (3) 水道事業者から簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置状況について提供の依頼を受けたときは、簡易専用水道設置一覧表又は小規模貯水槽水道設置一覧表により依頼に応じて提供する。

附 則（令和3年4月1日告示第81号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年10月30日告示第179号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の伊勢原市簡易専用水道及び小規模受水槽水道事務取扱要綱に定める様式は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

検査結果報告書

年 月 日

伊勢原市長 様

（検査機関又は設置者）

（担当者 連絡先 ）

（簡易専用水道・小規模貯水槽水道）の管理の検査の結果、次のとおり水の供給について特に衛生上問題があると認められましたので、報告します。

設置者名 （設置者が報告する場合は省略）	（担当者 連絡先 ）
建築物の名称	
設置場所	
特に衛生上問題のある事項 （該当番号に○をする。）	1 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある。 2 水槽内に動物等の死骸がある。 3 給水栓における水質の検査において、異常が認められる。 4 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある。 5 マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある。 6 その他水の供給について特に衛生上問題がある。
具体的な状況	検査年月日： 年 月 日 ※検査結果（点検表等）の添付でもかまいません。

第2号様式（第3条関係）

簡易専用水道検査状況報告書

年 月 日

伊勢原市長 様

(検査機関)

(担当者 連絡先)

水道法第34条の2第2項の規定に基づき実施した管理の検査について、報告します。

(年 月分)

No.	建築物の名称	設置場所	設置者氏名(法人等の場合はその名称)	貯水槽有効容量 (m ³)	検査年月日	備考

※備考欄に市への設置届の届出状況（届済、未届の別）等を記入する。

設置者が市への報告を承諾しなかった施設 _____ 件

第3号様式（第3条関係）

小規模貯水槽水道検査状況報告書

年 月 日

伊勢原市長 様

(検査機関)

(担当者 連絡先)

伊勢原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第16条第2項の規定に基づき実施した管理の検査について、報告します。

(年 月分)

No.	建築物の名称	設置場所	設置者氏名(法人等の場合はその名称)	貯水槽有効容量 (m ³)	検査年月日	備考

※備考欄に市への給水開始届の届出状況（届済、未届の別）等を記入する。

設置者が市への報告を承諾しなかった施設 _____ 件

第4号様式（第4条関係）

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道設置状況等報告書

年 月 日

伊勢原市長 様

(水道事業者)

(担当者 連絡先)

次のとおり簡易専用水道及び小規模貯水槽水道が設置（新規・廃止・変更）されましたので、お知らせします。

(年度分)

No.	建築物の 名称	設置場所	設置者氏名（ 法人等の場合 はその名称）	貯水槽 有効容 量（ m^3 ）	設置 等年 月日	建築物 の主た る用途	新規・廃 止・変更 の別	備考

※備考欄に連絡先（電話番号）等を記載する。

第5号様式(第5条関係)

簡易専用水道設置一覧表(令和 年度末全施設)

No	建築物の名称	設置場所	設置者氏名(法人等の場合はその名称)	設置者住所(法人等の場合はその所在地)	貯水槽有効容量(m ³)	建築物の主たる用途	特定建築物該当の有無
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

第6号様式(第5条関係)

小規模貯水槽水道設置一覧表(令和 年度末全施設)

No	建築物の名称	設置場所	設置者氏名(法人等の場合はその名称)	設置者住所(法人等の場合はその所在地)	貯水槽有効容量(m ³)	建築物の主たる用途
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						